

〈2025年4月版〉

一般社団法人 日本社会教育士会 入会申込書〈正社員・賛助会員〉

〔該当する種別を○で囲んでください〕

(記入日)西暦 年 月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日
メールアドレス	
自宅住所	〒
所属(勤務先等)	
電話番号	
社会教育主事任用・ 基礎資格取得機関、 取得年月日	
社会教育士称号取得 機関、取得年月日	

※当法人の正社員は「社会教育士」称号取得者のみ申込可能です。

宣 誓 書

- (1)成年被後見人又は被保佐人
(2)破産者で復権を得ない者
(3)禁固以上の刑に処せられ、その執行の終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(4)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(5)暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
(6)設立の認証を取り消された一般社団法人一般財団法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
(7)当法人の名誉を毀損したり、本会の目的に反しする行為を行おうとする者
(8)特定の宗教的活動、政治的活動をする目的で社員となろうとする者
(9)理事会が指定する団体において除名処分を受けたことがある者

上記の各号のいずれにも該当しないことをここに宣誓する。

年 月 日

署 名

〈上記の各号は、日本社会教育士会入会承認基準規程に基づくものです〉

上記の(9)で理事会が指定する団体は次のとおりです。

日本社会教育学会、日本生涯教育学会、日本公民館学会、全国社会教育職員養成研究連絡協議会、社会教育推進全国協議会

〈上記は日本社会教育士会入会承認基準規程第2条で指定する団体規程に基づくものです〉

■申込方法

入会ご希望の方は、入会申込書と社会教育士称号取得証明書類(コピー)をメールに添付し、下記の問合・連絡先(shakyoshikai@gmail.com)に、送信してください。

理事会による入会資格確認後、入会金・年会費をご請求いたします。入金確認後、入会となります。

※社会教育士称号取得証明書類:講習修了証書、単位取得証明書、等

※参考 入会金5,000円、年会費5,000円

■賛助会員について

定款第9条に基づき、賛助会員となった方は議決権を持たず、また、役員になることはできません。

■個人情報の取扱いについて

本申込書にていただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令また当会定款及び関連する規程類に基づき適正に管理、保護し、当会での活動目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。ご提供いただいた個人情報の照会、修正、削除については、shakyoshikai@gmail.com までお問い合わせください。

ご本人からのお問い合わせであることを確認した後に、合理的な範囲ですみやかに対応します。

■問合・連絡先 shakyoshikai@gmail.com